

飯豊町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和3年3月
飯豊町

■ 目次

1. 背景.....	1
2. 基本的事項.....	2
(1) 目的	2
(2) 対象とする範囲	2
(3) 温室効果ガス総排出量の算定対象とする温室効果ガス	2
(4) 基準年度・計画期間	2
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	3
3. 温室効果ガスの排出状況	4
(1) 「温室効果ガス総排出量」の推移（現状）	4
(2) 温室効果ガス総排出量の増減要因	5
4. 目標達成のための基本の方針と温室効果ガスの総排出量の削減目標	6
(1) 目標達成のための基本の方針	6
(2) 温室効果ガスの総排出量の削減目標	6
5. 目標達成に向けた取り組み	7
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	9
(1) 推進体制	9
(2) 点検・評価・見直し体制	10
(3) 進捗状況の公表	11

1. 背景

近年、気候変動が原因の一つと考えられる異常気象が世界各地で発生しており、気候変動対策を進めることは、世界全体の喫緊の課題となっています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択され、2016年11月に発効しました。

パリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前より2.0℃高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続することを定めています。また、そのために、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡(世界全体でのカーボンニュートラル)を目指すこと等も定められています。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(以下「地球温暖化対策推進法」という。)が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、都道府県及び市町村が、単独でまたは共同して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の中期目標として、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で40%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し、実施するよう求められています。

2019年6月には、パリ協定で策定が求められている温室効果ガスの低排出型の発展のための長期戦略として、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。その中で、我が国は、最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指すとしています。

さらに、令和2年10月26日、菅首相が所信表明演説の中で2050年までに日本の温室効果ガス排出量を全体としてゼロにする「カーボン・ニュートラル」をめざすと表明しました。

上記を踏まえ、飯豊町においても、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの導入を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取り組みを推進していきます。

2. 基本的事項

(1) 目的

飯豊町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「飯豊町事務事業編」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、飯豊町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

飯豊町事務事業編の対象範囲は、町内全ての公共施設の事務・事業とします。温室効果ガス総排出量の算定には飯豊町役場庁舎の数値を使用します。

(3) 温室効果ガス総排出量の算定対象とする温室効果ガス

温室効果ガス総排出量の算定対象となるガス種は、通常、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）の4種です。

このうち、石油や石炭などの化石燃料の燃焼などによって排出される二酸化炭素（CO₂）は、温室効果ガス総排出量の7割以上を占めています。

このことから、飯豊町事務事業編で総排出量の算定対象とする温室効果ガスは、排出量の把握が可能で、地球温暖化への寄与割合が最も高い「二酸化炭素（CO₂）」とします。

(4) 基準年度・計画期間

温室効果ガス総排出量を計算するための電気等の使用量は、2015年度分から2019年度分までの数値を使用し、基準年度は一番古い数値となる2015年度とします。

計画期間は、2021年度から2030年度までとし、計画開始から5年後の2025年度に、計画の見直しを行います。

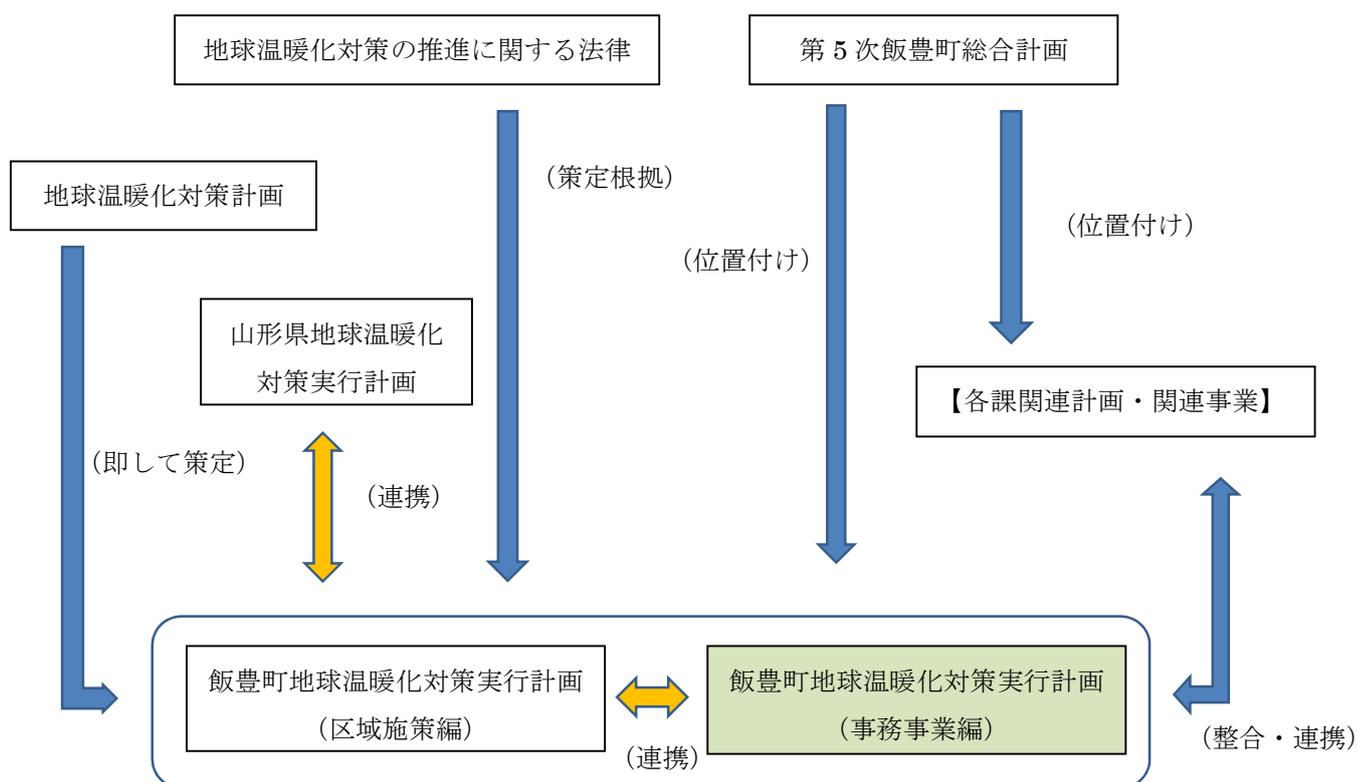
【計画期間のイメージ】

項目	年 度									
	2015	...	2021	2025	2030	
期間中の 事項	基準 年度		計画 開始			計画 見直し			目標 年度	
計画期間										

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

飯豊町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体
実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び第 5 次飯豊町総合計画に
即して策定します。

【飯豊町事務事業編の位置付け】



3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」の推移（現状）

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
電 気	使用量 (kWh)	162,516	162,422	171,348	171,074	164,442
	排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	0.556	0.545	0.521	0.522	0.519
	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	90.35	88.51	89.27	89.30	85.34
ガ ソ リ ン	購入量 (L)	23,875	24,088	24,868	25,554	25,551
	排出係数 (kg-CO ₂ /L)	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32
	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	55.39	55.88	57.69	59.28	59.27
軽 油	購入量 (L)	22,433	22,518	23,176	21,573	18,760
	排出係数 (kg-CO ₂ /L)	2.58	2.58	2.58	2.58	2.58
	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	57.87	58.09	59.79	55.65	48.40
灯 油	購入量 (L)	346	372	351	0	400
	排出係数 (kg-CO ₂ /L)	2.49	2.49	2.49	2.49	2.49
	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	0.86	0.92	0.87	0	0.99
A 重 油	購入量 (L)	11,000	4,000	12,000	4,000	6,000
	排出係数 (kg-CO ₂ /L)	2.71	2.71	2.71	2.71	2.71
	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	29.81	10.84	32.52	10.84	16.26

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
全体	CO ₂ 排出量 (t - CO ₂)	234.28	214.24	240.14	215.07	210.26
	増減 (%)	基準年度	-8.55	2.50	-8.19	-10.25

※温室効果ガス総排出量は、次の計算式により求めます。

$$\text{活動量の合計（使用量）} \times \text{排出係数} = \text{温室効果ガス総排出量}$$

飯豊町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2015年度において、234t - CO₂となっています。

(2) 温室効果ガス総排出量の増減要因

飯豊町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

① 増加要因

- 電気の排出係数の増加
- 猛暑
- 厳冬
- 事務量の増加
- 車両の増加

② 減少要因

- 電気の排出係数の減少
- 冷夏
- 暖冬
- 事務量の減少
- 設備の故障
- 車両の減少
- エコカー導入

増減の一因

・2016年度と2017年度の電気の使用量を比較すると、2017年度は約9,000kWh多く使用したのに対し、CO₂排出量は0.76t - CO₂しか差がありません。これは、排出係数の減少が影響しています。

・2017年度の電気の使用量が増加した原因として、冬季間の平均気温が、前年に比べ1℃～2℃低かったことが考えられます。

4. 目標達成のための基本的方針と温室効果ガスの総排出量の削減目標

(1) 目標達成のための基本的方針

① 省エネルギーの推進

対象事務事業の推進にあたり、業務の効率化を図りながら温室効果ガスの排出抑制を進めます。

② 再生可能エネルギーの導入

③ 全体での取り組みと情報共有

(2) 温室効果ガスの総排出量の削減目標

地球温暖化対策計画等を踏まえて、飯豊町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減目標を設定します。

目標年度（2030年度）に、基準年度（2015年度）比で40%削減することを目標とします。

【温室効果ガスの総排出量の削減目標】

項目	基準年度（2015年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガス総排出量	234t - CO ₂	146t - CO ₂
削減率	—	40%

5. 目標達成に向けた取り組み

温室効果ガスの主な排出要因である、電気使用量とガソリン・軽油などの燃料使用量の削減を重点的に取り組むものとし、目標達成のための基本の方針毎に以下の取り組みを進めます。

(1) 省エネルギーの推進

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 自動販売機の照明は消灯します。
- 冷暖房の適正使用を心掛け、燃料の使用量の節減に努めます。
- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。
- 施設の照明は利用に影響のない範囲内で減灯に努めます。
- 電子複写機や OA 機器の共有化を図り、台数を見直すとともに、エネルギー消費効率の優れた機種に変更していきます。
- 施設設備の適正な運用で、不用な動力や排出物等の削減に努めます。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 公用車の環境重視型車両の購入に努めます。
- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 道路照明灯・防犯灯の LED 化を継続します。
- 施設内の照明 LED 化を進めます。
- 雨水を有効に利用する設備の導入を進めます。
- 施設内に可能な限り植栽を施し、緑地の確保を図ります。

③ グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取り組みを推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- 飯豊町グリーン購入基準に基づいた物品や低公害車等の調達を進めます。

- 温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指します。
- 用紙の節減、節水、ゴミの減量に取り組みます。
- 町発注の工事において、混合セメント（高炉セメント等品目）や木材（間伐材等品目）を使用します。
- 物品及び紙類等について、必要最小限の利用にこだわるとともに、購入の際は、環境配慮型商品の購入に努めます。

（２）再生可能エネルギーの導入

① 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 町内施設に太陽光発電を導入します。
- 町内施設に町の地域資源である木質バイオマスエネルギーを活用した給湯設備を導入します。
- 施設の冷暖房、給湯ボイラー等の更新時には、チップボイラーの導入を進めます。
- バイオマス産業都市構想の実現に向け取り組んでいきます。

（３）全体での取り組みと情報共有

① 職員の日常での取り組み

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取り組みを定着させます。

- 地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- 町が発注する業務の執行や指定管理者による公の施設の指定管理においては、その業務を行う中で、環境配慮に努めるように指導します。
- 気候に応じ、クールビズ、ウォームビズの取り組みを積極的に進めます。
- 環境配慮型のライフスタイルを目指し、職員の健康管理とリンクする取組を進めます。
- ノー残業デーの実施により、エネルギー消費量の減少に努めます。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

飯豊町事務事業編を推進するために、副町長を委員長とする「飯豊町地球温暖化対策推進委員会」を設けます。また、各課に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取り組みを着実に推進します。

① 飯豊町地球温暖化対策推進委員会

副町長を委員長とし、各課の地球温暖化対策推進責任者で構成します。飯豊町事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、飯豊町事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

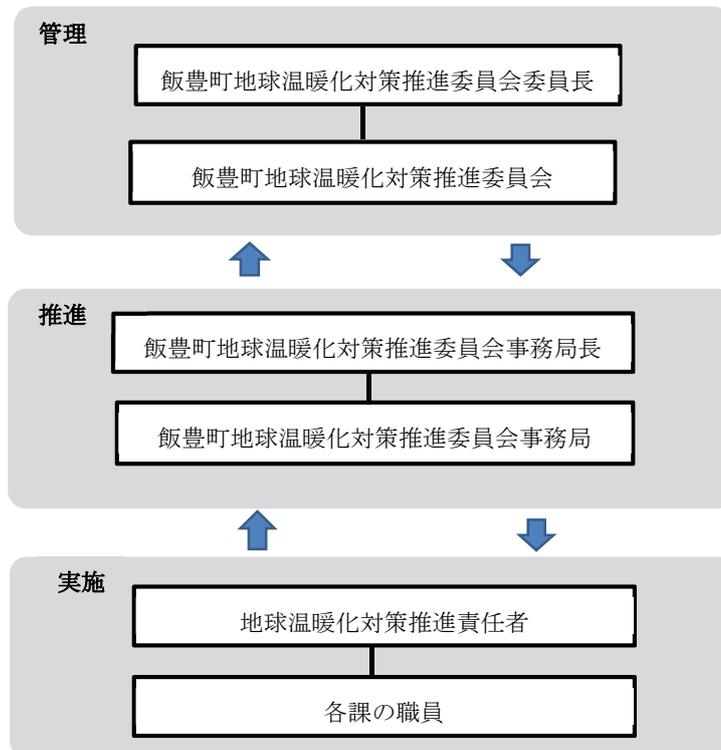
② 飯豊町地球温暖化対策推進委員会事務局

住民課長を事務局長とし、住民課職員で構成します。事務局は、推進委員会の運営全般を行います。また、各課の実行状況を把握するとともに、推進委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各課に1名配置します。基本的に、各課長を責任者とします。各課において取り組みを推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

【飯豊町事務事業編の推進体制】



(2) 点検・評価・見直し体制

飯豊町事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取り組みに対するPDCAを繰り返すとともに、飯豊町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

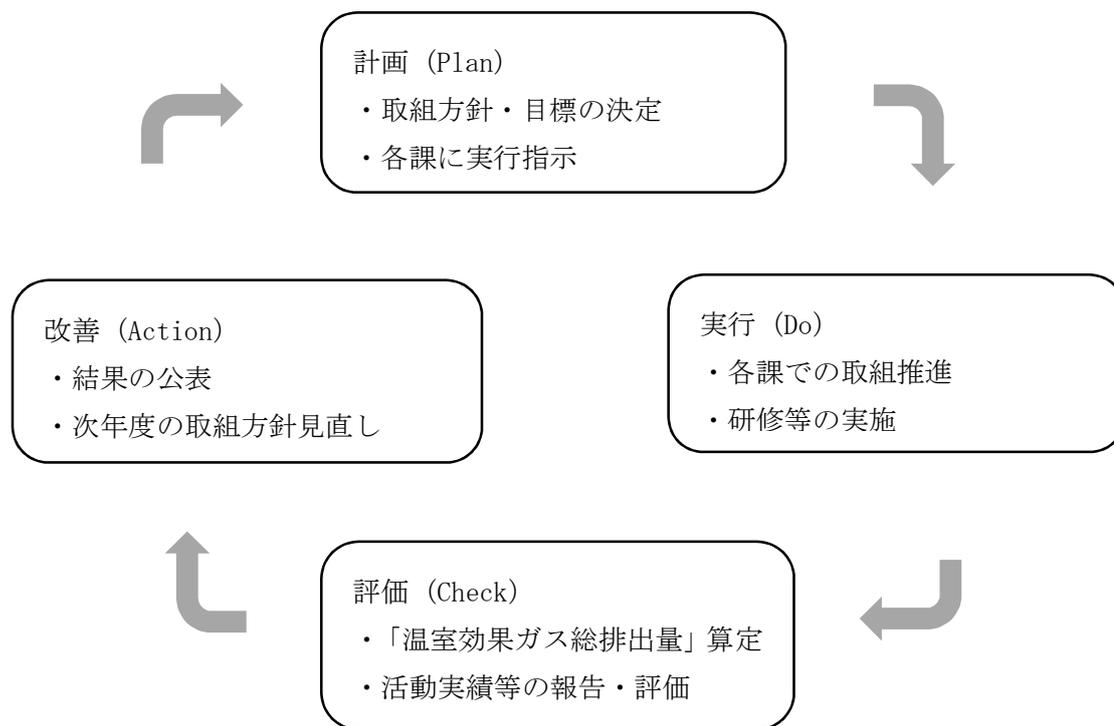
① 毎年のPDCA

飯豊町事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して推進委員会に報告します。推進委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取り組みの方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

推進委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2025年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、飯豊町事務事業編の改定を行います。

【毎年のPDCAイメージ】



【年間スケジュール】

月	事務局	各実行部門
4月		
5月	連絡会・説明会の開催	各種説明会、研修などへの参加
6月	前年度実績、エネルギー消費量などの集計	前年度取組、エネルギー消費量の取りまとめ、見直し
7月	管理者会議などの開催	
8月		
9月		
10月	上半期実績の全庁取りまとめ	上半期実績の取りまとめ、評価、報告
11月		
12月		
1月	「温室効果ガス総排出量」を含む計画の実施状況の公表	
2月	管理者会議などの開催	年度の取組、目標達成状況の振り返り、評価
3月		

(3) 進捗状況の公表

飯豊町事務事業編の進捗状況は、ホームページ等で毎年公表します。